

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第1回 令和8年6月26日訂正版)

※以下の訂正のほか、今般の急激な物価変動等を背景に、資機材の調達にあたっての支障の有無の把握が困難な工事や、防災棟施設整備への影響が少ない一部の工事について、今後の手続きの中で、業務範囲から除外する入札公告資料の訂正をおこなう場合があります。

No.	資料名	頁数等	行数	項目	訂正前	訂正後
1	(資料-2)業務要求水準書	30	37	(2)機能維持性に関する性能 b.	特定の負荷(常用回路の単相及び三相とし、防災用負荷以外とする)に給電できるものとする。	特定の負荷(常用回路の単相及び三相とし、防災用負荷以外とする)に給電できるものとし、
2	様式15-4	285番		必須項目の確認事項	計画内容としては、車両毎に利用できる充電用コンセント(車両台数分)を設けることとする。将来設置する電気自動車用普通充電装置の充電コンセントは、単相200V 3P 6kVA以上 1口 電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント1箇所あたり3kVA以上の容量とする。	b. ヘリポート(設計業務は含むが、建設業務、工事監理業務、及び、維持管理は含むが、運営業務は事業外) (a)最大機種AW189 が使用可能とすること。
3	様式15-4	304番		必須項目の確認事項	(n)防災棟地下官用車庫には、将来電気自動車への充電が行えるものとし、電気自動車用普通充電装置6台及び電気自動車用急速充電装置1台の設置が可能なよう、装置設置予定箇所から屋内共用部廊下天井等がある部分まで空配管及びボックスを設けること。 計画内容としては、車両毎に利用できる充電用コンセント(車両台数分)を設けることとする。将来設置する電気自動車用普通充電装置の充電コンセントは、単相200V 3P 6kVA以上 1口 電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント1箇所あたり3kVA以上の容量とする。また、電気自動車用急速充電装置の定格出力は、三相200V 35kW以上の容量とする。	(n)防災棟地下官用車庫には、将来電気自動車への充電が行えるものとし、電気自動車用普通充電装置6台及び電気自動車用急速充電装置1台の設置が可能なよう、装置設置予定箇所から屋内共用部廊下天井等がある部分まで空配管及びボックスを設けること。 計画内容としては、車両毎に利用できる充電用コンセント(車両台数分)を設けることとする。なお、将来設置する電気自動車用普通充電装置の充電コンセントは、単相200V 3P 6kVA以上 1口 電気自動車専用の充電コネクタとし、コンセント1箇所あたり3kVA以上の容量とする。また、電気自動車用急速充電装置の定格出力は、三相200V 35kW以上の容量とする。
4	様式15-4	314番		必須項目の確認事項	(l)防災棟庁舎から1、2、3、4号館電気室までの高圧ケーブル(本設・仮設)を敷設する。	(l)防災棟庁舎から1号館附属棟、2、3、4号館電気室までの高圧ケーブル(本設・仮設)を敷設する。
5	様式15-4	315番		必須項目の確認事項	防災棟完成時は仮設ケーブルにて送電を行い、仮設ケーブルは既存棟電気室完成後に撤去する。	※削除
6	様式15-4	315番以降		番号		※315番以降の番号を訂正